



## 目次

【フォトギャラリー】	1
【トピックス】	
○A I J 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し（案）に係る御意見の募集の結果及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案について	3
○「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について	4
○「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成 24 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日）	4
【お知らせ】	7
【金融ここが聞きたい！】	10
【10 月の報道発表】	12
【10 月のアクセス数の多いページ】	13

## 【フォトギャラリー】

### 中塚大臣の仙台出張について（仙台防災セミナー等）

中塚大臣は、平成 24 年 10 月 9 日（火）から 10 日（水）の 2 日間の日程で仙台に出張し、世銀・財務省主催の「仙台防災セミナー」に出席するとともに、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構・仙台北社を訪問しました。

9 日（火）は「仙台防災セミナー」のパネル討論「途上国の開発における防災の主流化に向けた国内的課題」に出席し、議論冒頭で、東日本大震災における我が国としての経験を様々な国の方々と共有するため、被災者の支援と金融システムの安定のための金融行政上の対応についてスピーチを行いました。

<仙台防災セミナーの概要>

日時：平成 24 年 10 月 9 日（火）16:40～17:40

場所：ウェスティンホテル仙台

パネルディスカッション参加者：

中塚金融担当大臣、モハメッド・ナジブ・ブリフ モロッコ総務大臣、

ナディーム・ウル・ハク パキスタン国家経済委員会副議長、

マデリン・アントンシク 世銀副総裁、玉木OECD事務次長

パネルディスカッション司会者：ナディン・ハニ（アナウンサー）

パネルディスカッション閉会スピーチ：下地幹郎防災大臣

<参考>中塚大臣スピーチの資料（英文）

[http://www.fsa.go.jp/en/announce/state/index\\_speeches.html](http://www.fsa.go.jp/en/announce/state/index_speeches.html)

10日（水）には、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構・仙台本社を往訪し、池田憲人社長から、機構の活動の直近の状況について説明を受け、意見交換を行いました。



仙台防災セミナーにて発言  
する中塚大臣（10月9日）



仙台防災セミナーにてパネリストと  
記念撮影する中塚大臣（10月9日）



池田東日本大震災事業者再生支援機構社長  
と面会する中塚大臣（10月10日）

## 中塚大臣のシンガポール・ラオス出張について

中塚大臣は、平成24年10月17日（水）から20日（土）までの4日間の日程で、シンガポール及びラオスの2ヶ国を訪問しました。

シンガポールでは、メノン通貨監督庁（MAS）長官、イオ・シンガポール取引所（SGX）規制担当最高責任者、タン・テマセク（政府系投資会社）最高投資責任者、日系金融機関幹部と面談を行い、世界的な経済・金融情勢、邦銀のアジアでの活動状況、国際的な金融規制改革の状況等について意見交換を行いました。

また、ラオスでは、男女共同参画の担当閣僚として「第1回女性に関するASEAN閣僚会議」

に参加するの併せ、金融担当大臣として、プーペット財務大臣、ソンパオ中銀総裁と面会し、アジアにおける経済情勢等について意見交換を行いました。



イオ・シンガポール取引所（SGX）  
規制・リスク管理最高責任者と面会  
する中塚大臣（10月18日）



タン・シンガポール・テマセク（政府系投資会社）CIOと面会する中塚大臣  
（10月18日）

## 【トピックス】

### A I J投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し（案）に係る御意見の募集の結果及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案について

金融庁では、A I J投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し（案）（以下、「見直し案」）につきまして、平成24年9月4日（火）から10月4日（木）にかけて公表し、広く御意見の募集を行いました。

上記見直し案中、府令・監督指針の改正が必要な事項については、改正案を10月12日（金）に公表し、同日から11月12日（月）にかけて広く御意見の募集を行いました（お寄せ頂いた御意見の概要等については、現在公表準備中です）。

お寄せ頂いた御意見等も踏まえながら、関係法令等の改正を速やかに実施することにより、適切な再発防止を図ってまいります。

改正対象となる内閣府令・監督指針等は、以下のとおりです。

- ・金融商品取引業等に関する内閣府令
- ・信託業法施行規則
- ・保険業法施行規則
- ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則
- ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）
- ・信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）
- ・保険会社向けの総合的な監督指針（本編）
- ・金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイドライン）

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「A I J投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し（案）に係る御意見の募集の結果及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案について」（平成24年10月12日）](#)にアクセスして下さい。

## 「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について

一定の要件を満たす私設取引システム（PTS）における取引について、公開買付け規制の5%ルールを除外することを主な内容とする「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」等が、平成24年10月31日に公布・施行されました。

具体的には、本改正政府令では、金融商品取引法第27条の2第1項1号により公開買付けによらなければならない株券等の買付け等から除外される買付け等として、新たに、次の要件をすべて満たすものとして金融庁長官が指定するPTSにおける上場有価証券の取引が規定されています。

- (1) 取引の数量や価格等が直ちに公表されること
- (2) 競売買等の手法によって価格形成が行われていること
- (3) 個人投資家を含め、誰もが容易に参加可能であること

これにより、これらの要件を満たすPTSにおける取引においては、買付け等の相手方の人数にかかわらず、買付け等の後の株券等所有割合が5%を超える場合（3分の1を超える場合を除く）における株券等の買付け等を公開買付けによらずに行うことが可能となりました。

なお、(1)～(3)の要件が確保されているPTS取引に係る業務において使用される電子情報処理組織は金融庁告示により指定されることとなっており、平成24年10月31日現在、SBIジャパンネクスト証券株式会社がPTS業務において使用する電子情報処理組織（PTS第1市場及びPTS第2市場に係るものに限る）およびチャイェックス・ジャパン株式会社がPTS業務において使用する電子情報処理組織が指定されています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について](#)」（平成24年10月26日）にアクセスしてください。

## 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 (期間：平成24年7月1日～同年9月30日)

金融サービス利用者相談室（以下、「相談室」という。）に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成24年7月1日から同年9月30日までの間における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

1. 平成24年7月1日から同年9月30日までの間（以下、「今期」という。）に、9,794件の相談等が寄せられています。1日当たりの受付件数は平均155件となっており、平成24年4月1日から同年6月30日までの間（以下、「前期」という。）の実績171件に比べてやや減少しています。
2. 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関する相談等の受付件数2,654件（構成比27%）、保険商品等に関する相談等の受付件数2,537件（同26%）、投資商品等に関する相談等の受付件数3,405件（同35%）、貸金等に関する相談等の受付件数807件（同8%）、金融行政一般・その他に対する意見・要望等の受付件数391件（同4%）となっています。
3. 分野別の特徴等について
  - (1) 預金・融資等については、一般的な照会・質問に関する相談等が減少したことから、前期に比べてやや減少しています。
  - (2) 保険商品等については、前期に比べてほぼ同水準となっています。



- (3) 投資商品等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が減少したことから、前期に比べて減少しています。
- (4) 貸金等については、一般的な照会・質問に関する相談等が減少したことから、前期に比べてやや減少しています。

4. なお、利用者の皆様から寄せられた相談等は、利用者全体の保護や利便性向上の観点から検査・監督上の参考として活用しています。

今期に受け付けた情報提供等のうち、以下のものなどについて、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

- (1) 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
- (2) 預金取扱金融機関における不適切な顧客対応に関するもの
- (3) 預金取扱金融機関の融資業務における担保の取扱いに関するもの
- (4) いわゆる貸し渋り・貸し剥がしや貸出条件変更に関するもの
- (5) 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
- (6) 保険会社の保険金等の支払いに関するもの
- (7) 保険募集人等の不適正な行為（重要事項の不十分な説明、手続に関する不適切な案内・対応、不告知の教唆、無断契約、名義借り、保険料の立替等）に関するもの
- (8) 貸金業者による法令違反のおそれのある行為（取立行為規制違反等）に関するもの
- (9) 貸金業者による顧客への不適切な説明に関するもの
- (10) システム障害に関するもの
- (11) 外国為替証拠金取引業者の不適正な行為に関するもの
- (12) 無登録営業に関するもの
- (13) 金融商品取引業者の不適正行為（高齢者に対する勧誘等）に関するもの
- (14) 金融商品取引業者によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
- (15) いわゆる集団投資スキームを利用した法令違反のおそれのある行為に関するもの
- (16) 金融商品取引業者とのインターネット経由での取引に関するもの

また、預金口座の不正利用に関する情報については、金融機関及び警察当局へ61口座の情報提供を行っています。

前期における情報の活用状況は、以下のとおりです。

- ・監督において行った200金融機関等に対するヒアリング等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。
- ・金融庁が着手した28金融機関の検査等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。

5. 利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等

寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、以下のとおり「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として公表していますので、ご参照ください。

- (1) 預金・融資等に関する相談事例及びアドバイス等
  - ・免許の確認、預金保険制度に関する相談等
  - ・本人確認に関する相談等
  - ・盗難・偽造キャッシュカードに関する相談等
  - ・振り込め詐欺救済制度に関する相談等
  - ・特約付定期預金等に関する相談等
  - ・融資に関する相談等
- (2) 保険商品等に関する相談事例及びアドバイス等

- ・保険内容の顧客説明に関する相談等
  - ・告知義務に関する相談等
  - ・保険契約に関する相談等
  - ・保険金の支払に関する相談等
  - ・少額短期保険業者に関する相談等
  - ・保険契約者の保護に関する相談等
- (3) 投資商品等に関する相談事例及びアドバイス等
- ・金融商品の購入に関する相談等
  - ・投資信託の購入に関する相談等
  - ・外国為替証拠金取引に関する相談等
  - ・未公開株式の取引に関する相談等
  - ・自社発行未公開株に関する相談等
  - ・ファンドに関する相談等
  - ・金融商品取引業者（旧証券取引法上の証券会社）との取引に関する相談等
  - ・金融商品取引業の登録に関する相談等
  - ・株券の電子化に関する相談等
  - ・投資者保護制度に関する相談等
  - ・社債に関する相談等
- (4) 貸金等に関する相談事例及びアドバイス等
- ・違法な金融業者からの借入れに関する相談等
  - ・強引な取立てに関する相談等
  - ・取引履歴の開示に関する相談等
  - ・返済条件の変更に関する相談等
  - ・金利引下げに関する相談等
  - ・総量規制に関する相談等
  - ・都道府県登録業者に関する相談等
  - ・完済後の書面交付に関する相談等

金融庁及び証券取引等監視委員会では、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれらを連想させる組織を騙った業者等の情報収集をしています。もし、そのような業者から連絡等があった場合には、

金融庁金融サービス利用者相談室

(0570-016811 (ナビダイヤル)、I P 電話・PHS からは03-5251-6811)

証券取引等監視委員会の情報受付窓口

(03-3581-9909)

に情報提供をお願いいたします。

その他、金融庁のウェブサイト（「[一般のみなさんへ](#)」）では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成24年7月1日～同年9月30日）](#)」  
[（平成24年10月31日）](#)にアクセスして下さい。

## 【お知らせ】

### ○ 「東日本大震災関連情報」について

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

#### ○ 金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

#### ○ 金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)

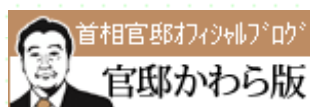


#### ○ 金融庁ツイッター「金融庁関連情報」(URL: [http://twitter.com/#!/fsa\\_JAPAN](http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN))

### ○ 「官邸かわら版」について

内閣広報室では、野田内閣が進める重要政策について、総理の思いや取組み状況等を国民に分かりやすく伝えるために、首相官邸オフィシャルブログ「官邸かわら版」を開設しています。

金融庁におきましても、金融庁ウェブサイト及び金融研究センター、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会のウェブサイトに以下のバナーを設置しています。



「官邸かわら版」

URL: <http://kawaraban.kantei.go.jp/>

### ○ 「e-Gov 電子申請システム」ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については、「[法令・指針等](#)」の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。

(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

## どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要があるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#)の「[電子申請とは](#)」をご確認ください。

## ○ その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください。

### 「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。  
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

### 「ファンド（組合など）取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。  
⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
  - ・ その信用力などが保証されているものではありません。
  - ・ 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- **金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時 00 分～17 時 00 分）**  
電話（ナビダイヤル）：0570-016811  
※ IP 電話・PHSからは、03-5251-6811 におかけください。  
FAX：03-3506-6699

※詳細は、こちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意！](#)（金融庁ウェブサイト）
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）



## ○皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

※ 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

### ◆証券取引等監視委員会 情報受付窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

また、平成24年4月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

### ◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

さらには、公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

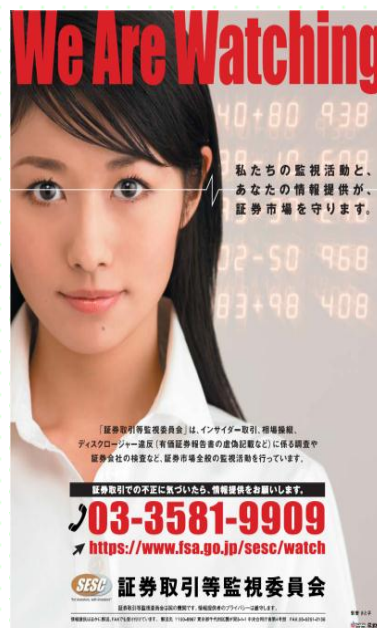
### ◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

F A X：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp



## ○新着情報メール配信サービス（日本語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、新着情報メール配信サービス（日本語版）を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を電子メールでご案内します。

また、新着情報メール配信サービス（英語版）でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Weekly Review」など、新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録をご希望

の方は、[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

## ○証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、メールマガジン配信サービス(日本語版・英語版)を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージを電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの「[メールマガジン配信サービス](#)」に、英語版の登録をご希望の方は、[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

## ○公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録をご希望の方は、[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

## 【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q：中小企業金融円滑化法の期限切れまであと残り半年となりましたが、再々延長はないというこれまでの方針に変わりはないかということを確認させていただきたいのと、円滑化法の出口に向けて、政策パッケージですとか、いろいろな取組みを進められてきていると思うのですが、現在の進捗状況について、どのように評価されていて、より充実させたいとお考えなのかありましたら、是非教えてください。

A. まず、この法案の再々延長はありません。この法案は、リーマンブラザーズ・ショック等により急激に落ち込んだ景気によって、資金繰りが悪化した中小企業のために出来た法律ではありますが、この法律があろうがなかろうが、金融機関には借り手の立場に立って、借り手に親身に条件変更に応じていただくことを期待しておりますし、また、実際そのように金融機関は行動していただいていると思っております。

おかげさまで、この法律の施行によりまして、条件変更への取組みというのは大変定着していると思っております。ですので、法案の期限が切れましても、検査・監督等を通じ、こういった条件変更への取組みというものをしっかりとさらに定着させるように努力してまいりたいと思っております。

私も、先々週、金融庁の業務説明会ということで札幌へ参りました。その場でも、金融機関の皆さんや中小企業団体の皆さんとの意見交換、今お話のございました出口戦略ということについてどういったことを考えているのか、それから出口戦略におきます、いろいろなファシリテ

イ、企業再生支援機構ですとか、中小企業再生支援協議会、こういったものとの連携が具体的にどうなっているのかということの説明をまいったところでもあります。

業務説明会を通じ、また、もちろん各地方財務局等を通じ、こういった出口戦略についてはより周知を図っていきたいと思っておるところでもあります。

【平成24年10月1日（月）閣議後記者会見】

Q：来年3月末に期限を迎えます円滑化法の出口戦略についてですけれども、期限切れに伴いまして大量の不良債権が発生するとの見方もありますけれども、中小企業や地域金融機関への影響やその対策について、具体的に何かお考えがあればお聞かせください。

A. 法案の期限が切れた場合においても、監督や検査を通じて、こういった金融機関の条件変更への対応というものは促していきたくて申しました。そのことには、今お尋ねのことも含まれているということでもあります。

しかし、何より大切なことは、期限が切れて、その時に、中小企業の倒産件数が増えるようなことがあってはならないということでありまして、そのための出口戦略、企業再生支援機構や中小企業再生支援協議会と金融機関の連携を通じ、中小企業の再生というものを図っていきたくて思っておりますし、加えて、中小企業に対する金融の円滑化というものを通して地域経済を活性化していこうという、非常に金融庁としては野心的な取組みだと思っておりますが、そういったことも同時にスタートさせております。

【平成24年10月1日（月）閣議後記者会見】

Q：先週、野田総理から緊急経済対策の指示がありましたが、総理から金融分野でどのような指示があったか、金融庁として検討する部分がありましたらお願いいたします。

A. 10月17日（水）の臨時閣議ですが、野田総理から「日本再生戦略」における重点3分野「グリーン、ライフ、農林漁業」をはじめとする施策の実施の前倒しと、それから東日本大震災からの早期の復旧・復興及び大規模災害に備えた防災・減災対策、規制改革や民間の融資・出資の促進策など、財政措置によらない経済活性化策を柱立てとする経済対策を策定するように御指示がありました。

その民間資金活性化策といたしまして、金融円滑化法の期限到来後を見据えた中小企業再生支援の強化というのが重点事項ということで示されております。私どもとしては、円滑化法の期限到来後も、引き続き、検査・監督を通じまして、円滑な資金供給や金融機関のコンサルティング機能の一層の発揮がなされるように、金融機関を指導していかなければならぬと思っております。そのことに加えて、（中小企業の）事業再生（支援）に軸足を移し、十分な時間をかけて、真の意味での経営改善が図られるように、「政策パッケージ」等の推進をしっかりとやっていきたい。総理の指示を踏まえまして、関係省庁とも連携しながら、必要な取組みについて、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

【平成24年10月23日（火）閣議後記者会見】



## 【10月の報道発表】

10月3日	<a href="#">アクセス</a>	金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（第6回）資料（平成24年9月28日開催）
4日	<a href="#">アクセス</a>	企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議資料（平成24年10月2日開催）
5日	<a href="#">アクセス</a>	無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出について
	<a href="#">アクセス</a>	J. フロントリテイリング株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について
10日	<a href="#">アクセス</a>	金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（第7回）資料（平成24年10月10日開催）
	<a href="#">アクセス</a>	日本板硝子株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に係る金融商品取引法違反審判事件の第1回審判期日開催について
12日	<a href="#">アクセス</a>	株式会社新日本経済投資顧問に対する行政処分について
	<a href="#">アクセス</a>	サンハーベスト株式会社に対する行政処分について
	<a href="#">アクセス</a>	A I J 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し（案）に係る御意見の募集の結果及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案について
	<a href="#">アクセス</a>	金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」（第10回）資料（平成24年10月12日開催）
	<a href="#">アクセス</a>	GMOクリック証券株式会社に対する行政処分について
	<a href="#">アクセス</a>	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」の開催（札幌）について
16日	<a href="#">アクセス</a>	金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（第8回）資料（平成24年10月16日開催）
	<a href="#">アクセス</a>	ユナイテッド投信投資顧問株式会社に対する行政処分について
	<a href="#">アクセス</a>	株式会社スタッツインベストメントマネジメントに対する行政処分について
	<a href="#">アクセス</a>	ソシエテジェネラル信託銀行株式会社に対する行政処分について
17日	<a href="#">アクセス</a>	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」の開催（高松）について
	<a href="#">アクセス</a>	金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」（第3回）資料（平成24年10月16日開催）
18日	<a href="#">アクセス</a>	企業会計審議会第30回監査部会資料（平成24年10月18日開催）
19日	<a href="#">アクセス</a>	金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」（第5回）資料（平成24年10月19日開催）
23日	<a href="#">アクセス</a>	株式会社S J I との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引事件に対する違反事実がない旨の決定について



	<a href="#">アクセス</a>	クラウドゲート株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
24日	<a href="#">アクセス</a>	「自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）」の公表について
	<a href="#">アクセス</a>	空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長について
26日	<a href="#">アクセス</a>	金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」（第11回）資料（平成24年10月26日開催）
	<a href="#">アクセス</a>	損害保険業の免許について
	<a href="#">アクセス</a>	ジー・スター証券株式会社に対する行政処分について
	<a href="#">アクセス</a>	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について
	<a href="#">アクセス</a>	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
30日	<a href="#">アクセス</a>	「金融庁の1年（平成23事務年度版）」について
31日	<a href="#">アクセス</a>	貸金業関係資料集の更新について
	<a href="#">アクセス</a>	「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成24年7月1日～同年9月30日）
	<a href="#">アクセス</a>	預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について
	<a href="#">アクセス</a>	東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成24年7月末）及び過去（平成24年6月末）に公表した計数の訂正について
	<a href="#">アクセス</a>	空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長に関する内閣府令・告示の公布について
	<a href="#">アクセス</a>	マークより公表ページを見ることができます。

## 【10月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは、10月の「報道発表」の中で特にアクセス数の多かったページを掲載しています。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- ・[金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- ・[中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- ・[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- ・[A I J 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し（案）に係る御意見の募集の結果及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案の公表について](#)

- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- [ソシエテジェネラル信託銀行株式会社に対する行政処分について](#)
- [GMOクリック証券株式会社に対する行政処分について](#)
- [ユナイテッド投信投資顧問株式会社に対する行政処分について](#)
- [「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [中小・地域金融機関の主な経営指標について](#)

以上